

金沢地方裁判所委員会（第32回）・金沢家庭裁判所委員会  
（第30回）議事概要

1 開催日時

平成30年11月27日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地方裁判所委員）

茜栄成委員，鵜浦雅志委員，辰島裕美委員，田中聖浩委員，西川嘉一委員，新田陽子委員，萩本修委員長（家庭裁判所委員と兼任），森脇尚史委員，若松典子委員，渡邊雅人委員（五十音順）

（家庭裁判所委員）

上田正浩委員，大樋年雄委員，岡宏委員，加藤靖委員，竹本豊委員，辻村渉委員，萩本修委員長（地方裁判所委員と兼務），林桜子委員，福村一委員，藤崎勝治委員（五十音順）

（説明担当者）

横井民事首席書記官，林刑事首席書記官，松井首席家裁調査官，判治家裁首席書記官，鈴木地裁事務局長，松崎家裁事務局長，中澤地裁会計課長，川岸家裁会計課長，齊藤家裁総務課長

（事務担当者）

藤田地裁総務課課長補佐，稲田家裁総務課課長補佐，山腰地裁総務課庶務係長

4 意見交換のテーマ

防災対策について

5 進行

(1) 新任委員自己紹介

(2) 裁判所からの概要説明

(3) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の意見交換テーマ

未定

(5) 次回開催日時

未定

(別紙)

## 意見交換における主な発言の要旨

### 【委員長】

これまでの説明で質問や確認したいことはあるか。

### 【委員】

- 1 石川県にも活断層があるが、裁判所にはどの程度の影響があると考えているか。また、どのように把握しているかお聞きしたい。  
能登半島地震（平成19年3月）、浅野川氾濫（平成20年7月）があったときにはどの程度の影響があったか。
- 2 裁判所は観光地である兼六園が近く、観光客が多い。災害時には行き場のない観光客の受入れはどうするのか。また、備蓄品の状況はどうなっているのか。

### 【説明担当者】

- 1 金沢市の公表している液状化マップによると、裁判所の敷地は液状化の可能性はかなり低いですが、その他の情報は持ち合わせていない。  
浅野川の氾濫の際は、裁判所には影響はなかった。能登半島地震の際は、本庁舎に影響はなかったが、能登地区の裁判所についてはロッカーが倒れたり、記録が棚から飛び出したり、躯体までの影響はなかったが、壁面にひびが入った。
- 2 金沢の裁判所においては、災害により観光客の受入れといった事態に至ったことはないが、災害時における帰宅困難者の一時受入れは想定しており、対応が必要と認識している。  
また、備蓄品については、7日間分に換算しておおむね100人分の食糧品を備蓄しており、消費期限がくる前に更新している。職員にはどのような備蓄品がどのくらいの数量あるといったことを毎年の防災訓練で説明している。  
なお、災害時における対策本部の人数は所長をはじめ十四、五人で構成している。職員の安否確認については、定期的に安否確認訓練を実施しており、職員や家族の安全状況、自宅建物の被害、登庁の可否等をあらかじめ項目を決めて、メールによって報告をしてもらうこととなっている。

### 【委員】

一般の方は、災害時に裁判所が避難者を受け入れてくれるとは思っていないと思う。近隣の住民や観光客に対し、「裁判所に避難できる」ということをどのようにして知らせることができるか。街の中心地にある裁判所であるからゆえ、それが避難者を受け入れる際のポイントになるのではないかと思われる。どのように広報していくのか。また、緊急時にどのように近隣住民や観光客に伝えるのか、が受入れの際の課題になっていくのではと感じた。

### 【委員】

私どもの組織では、災害が起こると「災害ボランティアセンター」というものを立ち上げ、全国の被災地への応援ということで駆け付けることもある。本当に大きな地震が起きると、避難所だけでなく、ありとあらゆるところに避難者が集まるが、避難所でないところに集まった避難者には行政からの支援がなかなか届かない傾向がある。避難物資は届くが、その先の避難者の手元には届かないことがよくある。

また、近隣住民は公共のところはとりあえずつぶれないだろうという発想でいきなり避難してくるとということがよくあると聞いている。

#### 【委員】

避難場所の周知という点では、金沢市役所が災害時の地域防災計画を作成しており、地震や水害、災害時を想定している。被害が大きい場合は自衛隊の派遣要請も規定している。災害時において、行政機関と情報共有しておくことが大事である。

東北の地震のような本当に大きな災害が起きると安否確認もできない、メールも通じない、電気も通じない。正直何もできないくらいの想定外の出来事が起こる。どこまでを想定しておくかは悩ましいところである。対策本部だけでなく災害が起こったときはその瞬間その瞬間で臨機応変に対応するということがあるので、基本的な部分は計画で決めておくが、決めていないことをやってもいいのか、決めていないからやってはいけないという発想になってしまっただけでは身動きができないということになりかねない。矛盾するかもしれないが、決めれば決めるほど、決めたのにできなかったということが悩ましかった経験がある。

#### 【委員】

備蓄品の更新に関し、金沢市では社会的な福祉活動の中で「フードドライブ」、「フードバンク」といった活動があり、県内では「子ども食堂」といった地域コミュニティや生活困窮者の支援といった活動があるので、そういったところに賞味期限前の食糧を寄付することができれば、裁判所も地域の社会福祉に貢献できるのではないかと思うので検討いただきたい。

#### 【委員長】

委員から行政機関との情報共有が大切ではないかという御意見をいただいたところであり、本来は共有されていればもっと有効活用できたのにとこの場面は出てこようかと思う。その辺りは、裁判所として何ができるか、今後の検討課題として取り組んでいきたい。

#### 【委員】

裁判所の建物以外にも書類が入った棚等の施錠を含めた耐震ができているかについてお聞きしたい。

#### 【説明担当者】

ロッカー等における耐震の状況であるが、全て壁等に固定するなどの対策をしている。ただし、中身の書類が飛び出るといったことは考えられ、今後の検討としたい。

#### 【委員】

私どもの大学では大きな体育館や校舎もあるので、地域の指定避難場所になっている。学生も約6500人いるが、学生と教職員の分も含めて3日分の備蓄品があると聞いている。いざとなれば地域住民が避難してくるので、学生、教職員の備蓄品が足りなくなる場合がある。そういった場合は自衛隊等の他のところから調達されると聞いている。裁判所は観光地にあり、国の公共の施設であるから、大勢の観光客が避難してきた場合も考える必要があると思った。

#### 【委員長】

確かに裁判所は避難所としての機能を持っておらず、十分な対応ができないことから積極的に避難者を受け入れることがよいのか悩むところではある。一方で公共機関としての役割を果たさなければいけない認識も持ち合わせている。避難者受入れという観点から、裁判所の庁舎の安全性を積極的にアピールすることのジレンマは抱えているというのは理解いただきたい。ただ、立地を考えれば指定避難場所でもなくても対応を考えていかねばならないことは確かで、どこまで決めなければいけないかも含めて、「難しい」と言って思考停止にならないように考えたい。

#### 【説明担当者】

避難してきた方に対しては、一時的な受入れをした上で、近くの指定避難所を案内するというスタンスを今のところ採っている。

この会議室が当庁では一番大きい部屋であるので、避難してきた方が寝泊まりする場合にはここでの受入れをすることになろう。毛布等も相当数準備しているのでできるだけ対応をしたいと考えている。

#### 【委員】

備蓄品の中には重いものもあり、エレベータが停止したときの運搬が心配である。先の熊本地震で被災したある病院では、階段や廊下の壁に掛けて備蓄品を保管してあったので、非常に役に立ったとのことだった。使える形で保管しておくというのは大事なことだと思った。裁判所でも各階に小分けに保管しておくことも検討されたい。

#### 【委員長】

実際の対策本部の設置は、集まった人数で行うことになるので、対策本部設置訓練の際に、だれが集まっても保管庫を解錠できるように訓練もしている。

また、本部の設置場所についても3階や1階での場所を変えての設置訓練もしており、火災が起きた際には対策本部の設置場所も限定されることからそういった想定の下、訓練を重ねている。備蓄品の保管場所の選定もそれらに合わせて考えていきたい。

#### 【委員】

備蓄品以外に「裁判所ができることは何か」ということも考えるべきではないか。今は携帯電話を使ってSNSやニュース等から情報を得ることができるが、携帯電話の

充電がなくなると何もできなくなり、情報難民になってしまう。例えば「ここに行けば人が集まっており、情報交換ができて、どこの道路が駄目になっていて、ここは通行できるとか、情報が集まる場所」「ここに行けば充電もできるし、観光客もここにいれば自分たちの安否確認もできるといった場所」といった役目もできると思う。

また、災害時におけるスペシャリストの養成もできるのではないかと思う。パニックに対して冷静に対応できるとは思えないので、そのような時に何人か知っている人を養成しておいて、災害があった時に困っている人がいると「こういった対処方法がある」とか、医者とかがいなくてもある程度の知恵を持っている人が対応したりする。そのような人達を年に何回か裁判所に集めてライセンスやマスターといった名称を与えて協力体制を構築する。そういった方向も裁判所は目指せるのではないかと思う。

#### 【委員長】

情報難民という重要な視点で御提案いただいた。避難者の一時的な受入れや備蓄品の提供といっても限界があり、他の役回りで果たせることがないかという視点は検討させていただきたい。

#### 【委員】

有事の際にみんなが一番欲しいのは電源なので、裁判所が「非常用移動高圧電源車」の提供できる場所になってはどうか。提供場所になると電力会社からも優先的に電源車を供給され、災害時の携帯電話等の充電が可能になるのではないか。

裁判所の備蓄品の発電機はどのようなものか。

#### 【説明担当者】

裁判所の地下に非常用発電機がある。商用電源の供給が切れると自動的に切り替わるようになっており、建物全部への電力供給はできないが、一部分への最低限の供給はできる仕様になっている。

#### 【委員】

防災を考えようと思ったときに立地的課題もあるが、裁判所という組織の特徴もあろう。職員をはじめ、身柄を拘束されている人、利害や感情が対立していて、本来、顔を合わさない方がよい人まで同時にいるという特徴的な場所であると思うし、弁護士としてよく出入りする場所でもあるので、様々な人がいる場所であるという視点で訓練等も実施してもらえばより現実に対応ができると思った。

#### 【委員】

石川県内のバス・電車の運行は、今年（平成30年）9月の台風21号のときだけ、初めて16時以降の全線計画運休を実施した。利用者に迅速に伝えるためには、周知方法をどうしようかと苦慮があった。午前中に運休を決定し、正午のNHKニュースには間に合うように報道発表したし、ホームページにも掲載した。

また、毎年、石川県の防災総合訓練に参加しており、その機会を利用してすべての防災

対策の見直しや訓練を実施している。メールによる安否確認訓練もその日に実施している。一斉にメールを送信し、どのくらい返信があるかを調査する。備蓄品についても当日に消費期限1年くらいのもを実際に食べる。食べてみると気付くことも多い。

【委員】

避難者を冷たい床に寝かせなくてもよいように段ボールベッドというものがある。プライバシーを守る段ボール製の間仕切りもあるので、備蓄品の候補として検討してもらいたい。

【委員】

説明の中の「非常時に行う裁判手続」で、有事の際は期日の取消し等を行うということだったが、裁判中の瞬時の判断は裁判官に委ねられている場面が多いのかなと感じた。裁判員裁判では一般の方も参加しているので、災害発生時における避難指示等が裁判官によって差異が出ないのか、この程度だったらこうするといったマニュアルのようなものがあるか、教えてほしい。

【委員】

多少の揺れとなれば休廷とするし、大きな揺れについては直ちに閉廷ということになる。裁判中における裁判参加者への安全確保であるが、裁判員、検察官、弁護士、傍聴人に対して、揺れているのならば、法廷にはヘルメットが整備されていることから着用と法壇等の下への退避指示を行い、揺れが収まれば、休廷及び閉廷の措置をすることになる。被告人に対しては、開廷中は身柄が拘束されていない状態なので、速やかに休廷又は閉廷を宣言し、刑務官等の戒護職員に直ちに身柄を拘束してもらうこととなる。後は安全に速やかに退庁してもらう。裁判員については、評議室にもヘルメットが常備されており、着用の上、避難してもらうということになろう。

【委員】

私の勤務する職場においては毎月1回、きちんと訓練し、備蓄品も対応できるように心掛けています。県の社会福祉会館には民間の12の団体が入居していて、二、三百人規模の研修会が頻繁に行われている。職員や民間団体の方々は避難訓練に定期的に参加できているが、大人数に対してどうやって避難訓練を行えばよいか常々考えているところである。裁判所でも裁判中であつたりとか、いろいろな形で来庁している方を含めた訓練をシミュレーションして、どのように実施しているのか参考に教えていただきたい。

【説明担当者】

実際の来庁者を含めた訓練というのは実施したことはない。ただ、職員が来庁者役や助けを求めてきた近隣住民役を演じ、助けを求めてきたらどうするかというシミュレーションをしたことはあり、避難経路の誘導や確認はしている。

【委員】

学校では定期的に避難訓練を行っている。学校は避難施設には指定されているが、各市町によって、例えば水害の場合は、海拔3メートル以上の学校とか災害の種類に応じて指定されている。学校においては訓練が行き届いているので、大勢の避難については今のところ大きな問題はないと思われる。

**【委員長】**

様々な視点で委員の方々から経験を交えて御意見をいただいた。今後の検討の参考にさせていただく。